

団体事務局事務の見直しに関する  
基本方針

平成26年3月

青森市

## 目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2	見直しの対象となる団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
3	具体的な検討の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
4	取組期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
5	事務局移管に当たっての諸課題への対応について・・・・・・・・	P 7
6	今後の団体の事務局事務に当たって・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
別表	見直し対象団体 一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 10

## 1 はじめに

---

本市が、事務局事務を担っている各種団体（以下「団体」という。）は、市の事業を補完することを目的に設置された団体、行政課題等に効果的に対応することを目的に設置された団体、あるいは広域的な陳情活動や関係機関との連絡調整を行うことを目的に設置された団体など、それぞれ設置目的は異なるものの、これまで様々な分野で市と連携し、各種施策等の推進に貢献してきました。

これらの団体の多くは市主導で設置されてきたことから、団体活動の企画立案を始め、予算・収支管理や総会等の運営等の事務をこれまで市職員が行ってききましたが、社会経済情勢が大きく変化する中で、本市の各種施策等をより効果的・効率的かつ積極的に推進していくためには、団体が持つノウハウ・ネットワーク等をいかした自主・自立的な活動をより一層促進する必要があります。

また、市としても、依然として厳しい行財政環境が続く中で、限られた経営資源を有効に活用し、市民や地域などの様々なニーズや行政課題等に速やかに対応するとともに、更なる公共サービスの充実を図るためには、これまでの団体の事務局事務の在り方を見直す必要があります。

**「団体事務局事務の見直しに関する基本方針」**（以下「方針」という。）は、これまで市が事務局事務を担っている団体について、今後の事務局事務の在り方を検討するに当たっての基本的事項を定め、団体の自主・自立的な活動の促進と効果的・効率的な行政経営の確立を目的に策定するものであり、今後、本方針に基づきそれぞれの団体ごとに具体的な検証を行うこととします。

本方針は平成23年2月に策定した「青森市行財政改革プラン2011」の具体的実施項目の一つとして掲げられた取組であり、「市が団体の事務局事務を担う」といった市による人的関与に的を絞ったものであります。

なお、団体に対する補助金・負担金支出などの市による財政的関与については、これまでも施策評価等において毎年度点検・見直しを行っているところであり、今後も適切な関与に努めていきます。

## 2 見直しの対象となる団体

今回、見直しの対象となる団体は、市職員が事務局事務（資金管理含む）を担っている団体で巻末の別表に掲げる95団体です。

[参考：部局ごとの対象団体]

(平成26年3月現在)

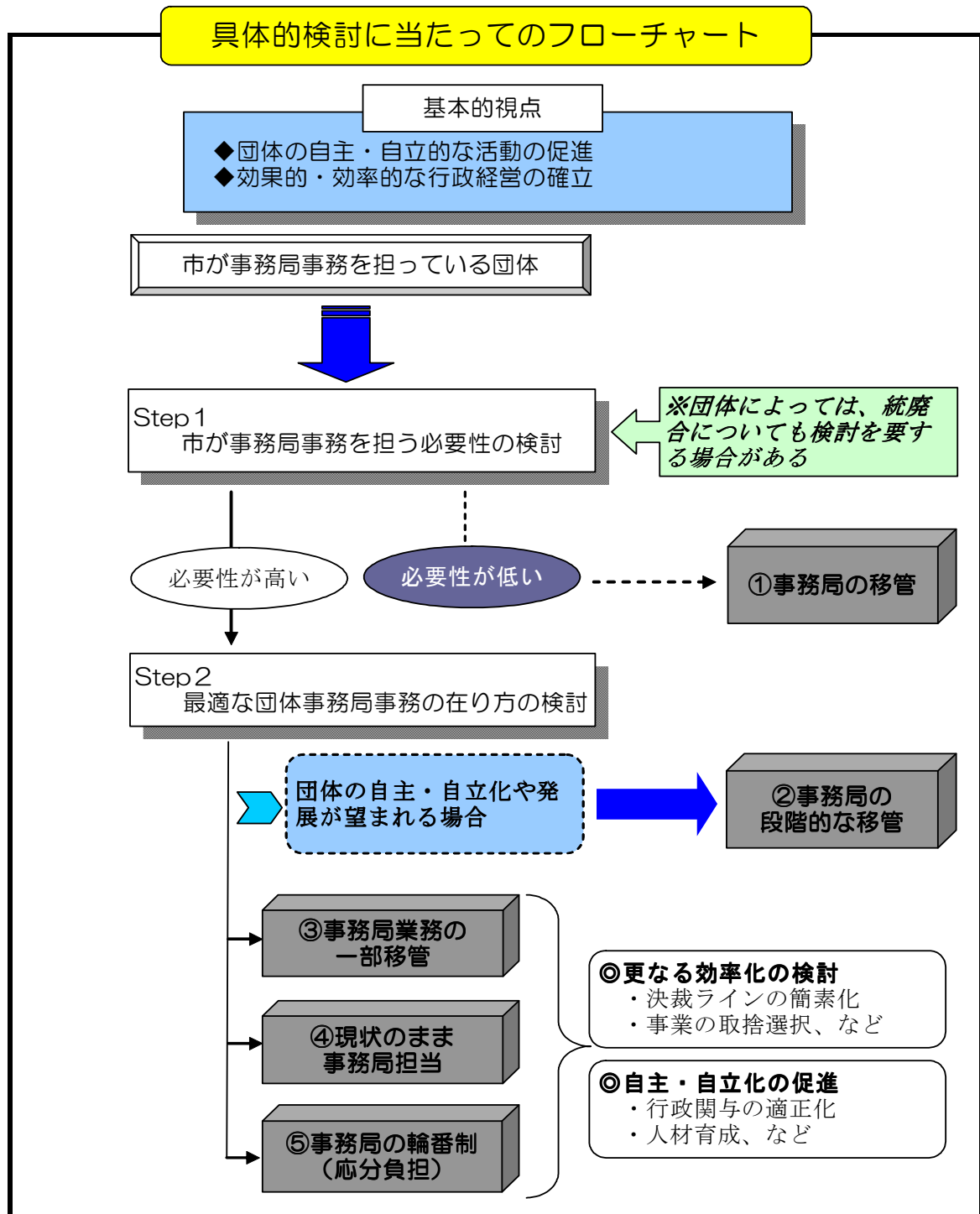
部 局 名	団体数	部 局 名	団体数
市長公室	—	会計課	1
総務部	2	議会事務局	—
企画財政部	2	教育委員会事務局	11
市民生活部	3	選挙管理委員会事務局	2
環境部	5	監査委員事務局	1
健康福祉部	5	農業委員会事務局	1
経済部	12	企業局水道部	1
農林水産部	22	企業局交通部	—
都市整備部	10	青森地域広域消防事務組合	6
浪岡事務所	11	青森地域広域事務組合	—
市民病院	—	<b>団 体 総 計</b>	<b>95</b>

※「—」：対象団体なし

なお、条例等で設置することが義務付けられている団体のほか、法人格を有する団体で市が事務局事務を担うことについて検証等がなされている団体や、単発的な事業等の実施のために設立した団体で事業が終了すれば解散する団体、既に輪番制（持ち回り）を導入している団体などについては、今回の見直し対象団体からは除外しています。

### 3 具体的な検討の手順

団体の事務局事務の具体的な検討については、下記フローチャートにより所要の検討を行うこととしますが、検討に当たっては、あらかじめ団体の役割や事業目的などを整理した上で可能な限り広範、かつ、客観的な検討を行うとともに、『団体の自主・自立的な活動の促進』と『効果的・効率的な行政経営の確立』といった基本的視点に基づき最適な団体の事務局事務の在り方について検討します。



## Step 1

### 市が事務局事務を担う必要性の検討

行政とは別組織として設立された団体の事務局事務は、本来団体自らが担うことが望ましいことから、市が事務局事務を担当しなければならない積極的な必要性について検討します。

#### ①事務局の移管

以下に掲げるものについては、原則として市が事務局事務を担う必要性が低いものと判断し、事務局を移管します。

##### [主な判断基準]

- ◆ 事業の効果について公共性・公益性が低い場合
- ◆ 市の施策との関連性が低い場合
- ◆ 公共サービスの維持・向上が期待できない場合
- ◆ 行政以外の個人、団体が構成員あるいは主体となって積極的に活動している場合

なお、事務局の移管に当たっては、市が事務局事務を担うこととなった経緯等を総合的に勘案し検討します。

また、事務局の移管に当たって諸課題がある場合は、必要に応じて後述する人的支援策の是非を検討します。

※団体によっては、設立目的が達成されたものや設立意義が希薄化しているもの、あるいは設置目的が類似していたり、類似した事業を実施している他の団体が存在する場合も想定されます。

これらの団体については、団体自体の統廃合についても積極的に検討します。

## Step 2

### 最適な団体事務局事務の在り方の検討

Step 1での検討結果を踏まえた上で、市が事務局事務を担う必要性が高いと判断した場合は、次に掲げるそれぞれの最適な事務局事務の在り方について検討します。

なお、団体の活動資金の管理などの事務局機能の在り方についても別途検討することとします。

## ②事務局の段階的な移管

市が事務局事務を担っている団体の中には、それぞれの特性を発揮させながら、「市施策を実行するパートナー」として、今後も市と団体が連携・協働し共に公共を担っていくことが期待される団体が存在します。

これらの団体に対する過大な行政の関与は、団体の自主・自立的な活動を阻害するだけでなく、団体自体の存在意義の希薄化などを招く要因ともなります。

本来、団体と市の関係は主従関係や依存ではなく、お互いの立場や役割を理解した上での対等な関係であることが望まれることから、市と団体の役割分担を明確にしなが、団体の自主・自立的な活動の促進に向けて、行政の関与をできる限り縮小し、団体自らが企画・決定・運営・管理等を行う環境づくりを進める必要があります。

このことから、市が事務局事務を担う必要性は高いと判断したものの、以下に掲げるものについては、団体の自主・自立化や発展が望まれると判断し、事務局を段階的に移管します。

### [主な判断基準]

- ◆ 団体の自主・自立的な活動が促進される場合
- ◆ 更なる施策の推進が期待される場合
- ◆ 公共サービスの更なる向上が期待される場合

なお、事務局の移管に当たって諸課題がある場合は、後述する人的支援策及び財政的支援策についてその是非を検討します。

## ③事務局業務の一部移管

### [主な判断基準]

- ◆ 事務局業務中、行政として実施すべき業務と団体固有の業務が混在している場合
- ◆ 行政として実施すべき業務であっても、本市しか担当し得ない業務と他の構成団体（員）でも担当可能な業務が混在している場合

以上の団体については、本市が事務局を担うこととしますが、業務内容を整理し、移管可能な事務については、一部移管します。

#### ④現状のまま事務局担当

[主な判断基準]

- ◆ 行政事務遂行上の必要性から本市が構成員の中で主体となって活動している場合
- ◆ 市の事業と密接に関連しており、事務局移管により市の施策に多大な支障をきたす場合

等の理由により、本市しか事務局を担当し得ないと判断した団体については、現状のまま市が事務局を担当します。

#### ⑤事務局の輪番制（応分負担）

複数の自治体のみで組織する「△△事務協議会」等は、行政間の連絡調整や職員の資質向上を図ることを目的に設置されていることから、これまでどおり行政が事務局を担うこととしますが、

[主な判断基準]

- ◆ 構成自治体と同額（あるいはそれ以上）の会費等の支出（直接支出）のほか、本市が事務局を担うことで、事務局運営に係る人件費を別途本市が負担（間接支出）している場合
- ◆ 単に構成自治体の規模や事務担当能力などの理由のみで、本市が事務局を担当しなければならない積極的な理由が乏しい場合

以上の団体については、構成自治体間での輪番制（持ち回り）の導入や、事務局運営に係る人件費の応分負担（負担要請）について検討します。

なお、引き続き市が団体の事務局事務を担う場合（上記③、④、⑤）においては、行政事務の更なる効率化の検討（決裁ラインの簡素化、事業の取捨選択など）や、自主・自立化の促進（行政関与の適正化、人材育成など）についても、積極的に行います。

## 4 取組期間

本方針の取組期間は、「青森市行財政改革プラン2011」の計画期間である平成27年度までとし、団体を所管する各所管部局においては、平成26年度上期ま



で、本方針に基づき各団体の事務局事務の在り方について検討を行った上で、以降、見直しについて、合意が得られた団体から、順次実施していくこととします。

なお、進捗状況については、「青森市行財政改革プラン2011」の進捗状況として、総括的に公表します。

取組内容	H25年度	H26年度		H27年度	
	下期	上期	下期	上期	下期
事務局事務の在り方の検討		←→			
検討内容を踏まえた各団体との調整		←→			
事務局事務の移管など		← <span style="background-color: #00b0f0; color: white; padding: 2px;">合意が得られた団体から順次実施</span> →			

今回の見直しは、団体の自主・自立的な活動がこれまで以上に促進されることで、団体の自己責任に基づいた創造力の発揮をも目指すものです。

このことから、見直しに当たっては、団体の理解と協力を得ることが必要不可欠であり、各所管部局は団体に対し本方針の趣旨を十分に説明するとともに、検討した内容について協議を行っていくこととします。

## 5 事務局移管に当たっての諸課題への対応について

団体の事務局を移管する際は、移管先における新たな事務局体制の整備・充実が必要となり、団体の規模や構成員の状況等によっては、人的・財政的な課題が想定されます。

これらの諸課題については、市と団体が相互に連携を図りながら課題の解決に向けてそれぞれ協力していく必要がありますが、本市としては、平成27年度末までの取組期間内における円滑な事務局の移管に集中的かつ積極的に取り組むため、市民理解が得られる合理的な範囲内での行政支援に努めていくこととします。

### (1) 人的支援策【『①事務局の移管』又は『②事務局の段階的な移管』の場合】

新たな事務局体制の整備・充実に必要な引継ぎ期間を十分確保するとともに、体制が整った事務から順次移管する場合は、平成27年度末までの時限措置として、引き続き市職員による一定の人的支援策（団体の事務局事務への従事）を実施します。

※引継ぎ期間が十分確保され、全ての事務が短期間で速やかに完全移管が可能な場合は、人的支援策は行わないこととします。

## (2) 財政的支援策【『②事務局の段階的な移管』の場合】

団体の自主・自立化や発展が望まれると判断し、事務局の段階的な移管を行う場合に限り、それぞれの団体の規模や活動内容、市と団体の役割分担、構成団体間の経費分担の状況などを総合的に勘案した上で、平成26年度から平成27年度（2年間）における時限措置として新たに事務局従事者を雇用しなければならない場合の経費の一部について財政支援策を検討します。

## 6 今後の団体の事務局事務に当たって

団体の事務局事務の見直しについては、今回の取組期間で終了するわけではなく、特に現状のまま市が事務局事務を担うと判断した団体や、見直しの対象となっていない団体などにおいても、各所管部局において今後の社会経済情勢の変化を鑑みながら、現状の事務局事務を不断に見直し、団体に対する適切な行政関与に努めていくこととします。

また、今後新たに団体を設立しようとする場合においても、既述の考え方を十分に踏まえ慎重に判断するとともに、次の点についても留意する必要があります。

- ①既存の団体における類似事業の実施状況等も十分勘案し、団体設立の是非を検討すること。
- ②行政と団体の役割分担の範囲を明確にすること。
- ③市が事務局事務を担う場合は、
  - ・事務局事務に要する経費（人件費含む）の構成団体間の応分負担
  - ・事務局事務の輪番制（持ち回り）の導入
  - ・時限を設け、一定の条件の下で事務局を移管などの可能性についても、あらかじめ検討しておくこと。

※既に輪番制（持ち回り）を導入している団体については、今回の見直し対象団体からは除外していますが、単に構成自治体の規模や事務担当能力などの理由のみで、本市を含む特定の自治体のみが事務局を担っている団体においては、構成自治体間での完全輪番制や事務局事務に要する経費（人件費含む）の応分負担（負担要請）について検討すること。

[空白ページ]

## 見直し対象団体 一覧表

No	所管部局名	所管課名	団 体 名
1	総務部	総務課	東青地区自衛官募集事務連絡協議会
2		人事課	青森市役所ねぶた実行委員会
3	企画財政部	企画調整課	(公財)青森学術文化振興財団
4		納税支援課	青森市納税貯蓄組合連合会
5	市民生活部	市民協働推進課	青森市女性会議連絡会
6		生活安心課	青森市交通安全対策協議会
7			東北都市消費者行政協議会青森県都市連絡会議
8	環境部	環境政策課	青森市地球温暖化対策地域協議会
9		清掃管理課	全国都市清掃会議東北地区協議会青森県支部連合会
10			青森市ごみ問題対策市民会議
11			青森地区清掃事業労働災害防止対策協議会
12		下水道総務課	青森県下水道協会
13	健康福祉部	健康福祉政策課	青森市献血推進協議会
14			日本赤十字社青森県支部青森市地区
15			青森市赤十字奉仕団
16		国保医療年金課	青森県国民健康保険団体連合会東青支部
17			青森県都市国民年金協議会
18	経済部	商工業政策課	青森市貿易振興会
19			青森市高度化事業団体連絡協議会
20			青森市がんばる企業交流推進委員会
21		雇用創出・企業立地課	青森市企業誘致協議会
22			青森中核工業団地企業立地推進協議会
23			青森地域雇用機会増大促進協議会
24		観光課	八甲田振興協議会
25			青函ツインシティまつり交流実行委員会
26			東北観光博「青森・浅虫温泉」ゾーン運営協議会
27			青森市観光振興会議
28			津軽広域観光プロモーション協議会
29			被災地復興支援ねぶた祭交流実行委員会

No	所管部局名	所管課名	団 体 名
30	農林水産部	農業政策課	青森市認定農業者協会
31			青森市地域農業再生協議会
32			青森市担い手育成総合支援協議会
33			青森地区りんご研究会連合会
34			青森市さくらんぼ生産組合
35			青森市果樹産地協議会
36			青森市浪岡りんご花まつり実行委員会
37			青森市稲わら活用対策協議会
38			青森市連合農事振興会
39			あおもり産品販売促進課
40		あおもり産品販売促進協議会	
41		あおもりカシスの会	
42		あおもり林檎販売促進協議会	
43		農地林務課	青森市緑化推進委員会
44			眺望山・梵珠山自然休養林保護管理協議会
45			青森市部分林組合連合会
46		水産業課	あおもりナマコブランド化協議会
47			青森市浜の味普及会
48			青森市漁業研究リーダー会
49			青森市水産振興協議会
50		中央卸売市場管理課	青森市中央卸売市場運営協力会
51	食育祭実行委員会		
52	都市整備部	交通政策課	青森港国際化推進協議会
53			青森港振興協会
54			青森空港振興会議
55			青森市総合都市交通対策協議会
56		公園河川課	青森市緑と花のまちづくり推進市民協議会
57		道路建設課	青森地区国道協議会
58			青森県東北縦貫自動車道八戸線建設促進期成同盟会
59			青森県街路事業促進協議会
60			青森県市町村道整備促進期成同盟会
61		道路維持課	青森県雪対策協議会

No	所管部局名	所管課名	団 体 名
62	浪岡事務所	市民課	浪岡地区交通安全母の会
63			浪岡交通安全対策協議会
64		地域づくり振興課	日本列島中学生交換ホームステイ浪岡の会
65			シカゴブルース交流事業実行委員会
66			都会と農村循環型経済交流事業実行委員会
67			細野相沢冬物語実行委員会
68			青森市浪岡町内会連合会
69		健康福祉課	日本赤十字社青森市地区浪岡分区
70			日本赤十字社青森市地区浪岡分区協賛委員会
71			日本赤十字社青森市地区浪岡分区奉仕団
72		都市整備課	浪岡川クリーンの会
73		会計機関	会計課
74	教育委員会事務局	総務課	青森県市町村教育委員会連絡協議会
75		社会教育課	青森市青少年育成市民会議
76		文化スポーツ振興課	全国高等学校カーリング選手権大会実行委員会
77			青森県民駅伝競走大会青森市実行委員会
78		文化財課	縄文都市連絡協議会
79		市民図書館	青森県読書団体連絡協議会
80			青森市読書団体連絡会
81			青森市民図書館ライブラリーフレンズ
82		指導課	青森市子どもを犯罪から守る学校支援協議会
83		浪岡教育事務所教育課	浪岡地区冠婚葬祭合理化運動推進委員会
84	青森市青少年育成市民会議浪岡支部		
85	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	青森県都市選挙管理委員会連合会
86			青森市明るい選挙推進協議会
87	監査委員事務局	監査委員事務局	青森県都市監査委員会
88	農業委員会事務局	農業委員会事務局	東青地区農業委員会連絡協議会
89	企業局水道部	総務課	(公社)日本水道協会青森県支部
90	青森地域広域消防事務組合	消防本部庶務課	青森県消防長会
91		消防本部予防課	青森地域防災協会
92			青森地域広域消防事務組合幼少女女性防火委員会
93			青森地域広域女性防火クラブ連絡協議会
94			青森市自衛消防隊連絡協議会
95	中央消防署	青森消防友の会	